

(保 23) F
平成 24 年 4 月 27 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

入院基本料等の栄養管理体制・褥瘡対策の基準に係る届出について及び
厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 3）」の送付について

平成 24 年度診療報酬改定により、入院基本料等の算定においては、栄養管理体制の基準を満たすことが新たに追加されるとともに、褥瘡対策の基準について、従来の要件に体圧分散マットレス等に関する体制の整備を含めた「褥瘡対策の実施状況（届出前の 1 ヶ月の実績・状況）」の届出（様式 5）が必要となりました。

そのため、平成 24 年 4 月 1 日以降、入院基本料等の算定にあたっては、平成 24 年 3 月 31 日において、栄養管理実施加算に係る届出を行っていない保険医療機関は、栄養管理体制の基準を満たしている場合には、基本診療料等の施設基準通知の別添 7 の様式 5、管理栄養士の配置について基準を満たさない場合は様式 5 の 2 を届け出る必要があります。また、平成 24 年 3 月 31 日において、褥瘡患者管理加算に係る届出を行っていない保険医療機関は、別添 7 の様式 5 による届出が必要となる旨、平成 24 年 3 月 29 日付け（保 282）「平成 24 年度診療報酬改定における届出の留意事項について」等により周知してまいりました。

その後、有床診療所においては、栄養管理体制の基準に係る届出がない場合であっても、平成 26 年 3 月 31 日までは栄養管理体制の基準を満たすものとみなす旨、通知の一部訂正が示されたところであります。（平成 24 年 4 月 24 日付け（保 16）「平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」参照）

一方、褥瘡対策の基準につきましては、平成 22 年度診療報酬改定の際に届け出ている場合であっても、先にも述べたとおり、平成 24 年 3 月 31 日において、褥瘡患者管理加算に係る届出を行っていない保険医療機関においては、別添 7 の様式 5 を届け出る必要がありますが、特に有床診療所においては、現時点で届出が遅れているとの報告をいただいております。

褥瘡対策の基準のうち、別添 7 の様式 5 の「（1）褥瘡対策チームの活動状況」につきましては、平成 22 年度診療報酬改定の際に届出されている場合であっても、改めて届け出いただく必要があります。

なお、病院の栄養管理体制の基準に係る別添 7 の様式 5 及び様式 5 の 2 の届出、病院及び有床診療所の褥瘡対策の基準に係る別添 7 の様式 5 の届出の提出期限につきましては、5 月 31 日（木）までに行われれば、4 月 1 日に遡って適用されますので、よろしくご対応のほどお願い申し上げます。

また、別添のとおり、厚生労働省より「疑義解釈資料の送付について（その3）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

この疑義解釈資料（その3）において、褥瘡対策の基準のうち「（2）褥瘡対策の実施状況（届出前1ヶ月の実績・状況）」の①～④については、実施していない場合には記載不要であり、⑤体圧分散マットレス等に関する体制の整備状況について、届出時点の体制を記載することとされております。

さらに、体圧分散マットレス等の必要物品につきましては、必ず保険医療機関で購入する必要はなく、速やかに使用できる体制を整えていれば、保険医療機関が費用を負担してレンタルやリースで対応することも可能であることが示されております。

つきましては、平成24年3月31日において、褥瘡患者管理加算に係る届出を行っていない病院・有床診療所、栄養管理体制の基準に係る届出を行っていない病院におかれましては、入院基本料等を算定するにあたり、5月31日（木）までに、褥瘡対策の基準にあつては別添7の様式5、栄養管理体制の基準にあつては別添7の様式5又は様式5の2の届出が必要となりますので、貴会会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〈添付資料〉

1. 平成24年度診療報酬改定における入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出について
(平24.4.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 疑義解釈資料の送付について（その3）
(平24.4.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平 成 2 4 年 4 月 2 7 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出については、各医療機関からの届出状況等に鑑み、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1. 平成24年3月31日時点において「栄養管理実施加算」の届出を行っていない病院であって、入院基本料の栄養管理体制に係る届出（様式第5）又はその猶予の届出（様式第5の2）を行うものについては、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。
なお、診療所については様式第5の2の届出は不要としているところ。
また、管理栄養士の離職又は長期欠勤に伴う様式第5の3の届出は引き続き必要であること。
2. 平成24年3月31日時点において「褥瘡患者管理加算」の届出を行っていない医療機関であって、入院基本料等の褥瘡対策に係る届出（様式第5）を行うものについては、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。